

議案第 6 6 号

大口町地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

大口町地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 2 9 年 9 月 1 日提出

大 口 町 長 鈴 木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、介護保険法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）の改正に伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大口町地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成26年大口町条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「昭和30年法律第133号」を「昭和38年法律第133号」に改める。

第9条第1項第3号中「主任介護支援専門員研修」を「介護支援専門員であって、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の6第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修」に改め、「修了した者」の次に「（当該主任介護支援専門員研修を修了した日（以下この号において「修了日」という。）から起算して5年を経過した者にあつては、修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。）」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第9条第1項第3号に規定する主任介護支援専門員には、介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第48号。以下「平成29年改正省令」という。）附則第2条第1項及び第2項の規定により介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の6第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員に該当することとなる者並びに平成29年改正省令附則第2条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる平成29年改正省令による改正前の介護保険法施行規則第140条の6第1号イ(3)（平成29年改正省令附則第3条の規定による改正前の介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第19号）附則第3条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する主任介護支援専門員を含む

ものとする。

大口町地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準を定める条例一部改正新旧対照表

新	旧
(設置者等) 第2条 略 2 包括的支援事業の委託を受けることができる者は、包括的支援事業を適切、公平、中立かつ効率的に実施することができる法人であつて、老人福祉法（<u>昭和38年法律第133号</u>）第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センターの設置者、医療法人、社会福祉法人、包括的支援事業を実施することを目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の規定により設立された特定非営利活動法人その他町長が適当と認める者とする。 3 略 (職員の員数) 第9条 略 (1)・(2) 略 (3) 主任介護支援専門員（<u>介護支援専門員であつて、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者（当該主任介護支援専門員研修を修了した日（以下この号において「修了日」という。）から起算して5年を経過した者にあつては、修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。）をいう。）その他これに準ずる者1人</u> 2・3 略	(設置者等) 第2条 略 2 包括的支援事業の委託を受けることができる者は、包括的支援事業を適切、公平、中立かつ効率的に実施することができる法人であつて、老人福祉法（<u>昭和30年法律第133号</u>）第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センターの設置者、医療法人、社会福祉法人、包括的支援事業を実施することを目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の規定により設立された特定非営利活動法人その他町長が適当と認める者とする。 3 略 (職員の員数) 第9条 略 (1)・(2) 略 (3) 主任介護支援専門員（<u>主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。）その他これに準ずる者1人</u> 2・3 略

改 正 要 旨

1 改正の概要

介護保険法施行規則の改正に伴い、主任介護支援専門員に更新制が導入され、5年を超えない期間ごとに主任介護支援専門員更新研修を修了することとされたため、この条例の一部を改正するものです。

○主任介護支援専門員とは

介護保険サービスや他の保健・医療サービスを提供する者との連絡調整、他の介護支援専門員に対する助言・指導などを行う専門職のことをいいます。

2 施行期日

公布の日から施行します。

3 経過措置について

平成26年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者に対する経過措置として、

- (1) 平成23年度以前に主任介護支援専門員研修を修了した者は、平成31年3月31日までに
- (2) 平成24年度から平成26年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者は、平成32年3月31日までに

主任介護支援専門員更新研修を受ければ、主任介護支援専門員研修から5年を経過していても、5年を経過する前までに更新研修を修了したものとみなします。